

八王子市建設工事施工体制点検実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八王子市が発注する建設工事の施工体制の適正化を図るため、施工状況の点検に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 対象となる工事(中間技術検査を行う工事は除く。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 請負金額が 4500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9000 万円以上のもの
 - (2) 前号の対象工事以外に、契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が必要と認めた工事。
- 2 前項の対象工事で、夜間における工事や緊急工事等により点検の実施が困難な工事は、点検を省略することができる。
 - 3 ただし、次の工事は対象から除くことができる
 - ア 単純な工事(維持、区画線、機器の設置等の工事)
 - イ 工場製作期間が長く、現場での施工期間が短い(1か月未満)工事
 - ウ 災害等により緊急かつ迅速な対応が不可欠である工事
 - エ 品質管理担当課長が認める工事

(点検の時期)

第3条 点検の時期は、契約締結後おおむね1月以上経過し、施工体制の点検を行うことができる時期とする。

- 2 中間技術検査を行う工事は、点検を兼ねることができる

(点検の回数)

第4条 点検の回数は1回とする。ただし、必要に応じて増やすことができる。

(点検者)

第5条 点検者は、原則2名とし、品質管理担当課長が点検ごとに契約資産部契約課の職員を指名するものとする。

(点検の方法)

第6条 点検は、別紙点検表により現場で行うものとする。

(資料の入手)

第7条 点検者は、点検を実施する前に、当該工事に関する資料を工事担当課から入手する。

(立会い)

第8条 点検は、当該工事の現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の立会いのうえ行う。ただし、これらの者が不在の場合においても、点検を実施するものとする。

(報告)

第9条 点検者は、点検結果を品質管理担当課長に報告する。

(改善指示)

第10条 削除

(点検結果の通知)

第11条 品質管理担当課長は、点検により不適切な施工状況を確認した場合、点検の結果を工事担当課長に通知する。

- 2 前項で報告を受けた工事担当課長は、当該工事の受注者に対して改善の指示を行ったうえ適切な施工体制の確保を指導し、その結果を品質管理担当課長へ報告する。
- 3 工事担当課長は、点検結果について指導・処分の適用や指導・処分内容に伴うことについて工事成績評定への反映をさせるものとする。

附則

この要領は平成21年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成22年4月1日より適用する。

附則

この要領は平成25年8月26日より適用する。

附則

この要領は令和2年4月1日より適用する。

附則

この要領は令和3年4月1日より適用する。

附則

この要領は令和5年9月1日より適用する。

附則

この要領は令和7年4月1日より適用する。